

「インドネシアにおける債権管理及び債権回収に関する調査研究」の紹介

法務総合研究所国際協力部教官

毛利友哉

インドネシアについては、従前から、法的不確実性が解消されるべき課題の一つであることが指摘されてきた。これまでの法務総合研究所の調査委託に基づく報告書においても、法的エンフォースメントが十分に機能していないことをはじめとして、様々な角度から上記課題が指摘されてきたところである。現在、多くの企業が、法的確実性が不十分な環境で経済活動を行っているものと推測されるどころ、このような状況下では、法的紛争を事前に回避することが重要であり、予防治務的な観点からの分析が不可欠である。

そこで、今回の調査委託では、2010年から2013年までインドネシアに駐在された福井信雄弁護士（長島・大野・常松法律事務所¹）及び2013年からインドネシアに駐在されている前川陽一弁護士（長島・大野・常松法律事務所）に、私法の一般法ともいわれる民法のうち、特に債権法の分野を素材として、債権の発生から回収に至るまで、取引上留意すべき法的問題点の分析及び検討を依頼したものである。

本報告書では、まずインドネシア民法典の概要を説明し、続いてインドネシアの契約実務と法の執行に関する留意事項に触れた上で、16の設例を検討する形で取引上留意すべき法的問題点の分析がなされ、最後に結語が施されている。本報告書は、設例検討の部分をはじめとして、極めて実務に即した内容となっており、インドネシア法が準拠法となる経済取引に従事される方々にとって有用といえる。同時に、インドネシア民法典の概要説明の部分においてインドネシア民法の制定経緯に言及されていたり、結語の部分においてインドネシア民法と日本民法との親和性が指摘されていたりするなど、インドネシアに対する法整備支援を考える上でも示唆に富む内容となっている。

¹ 2013年11月からは、同事務所のシンガポールオフィスに勤務されている。